

日本遺産「琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産」 ロゴマークの使用手引き

日本遺産「琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産」（以下、「日本遺産 滋賀・びわ湖」という。）のロゴマーク（以下、「本ロゴマーク」という。）について、その使用基準を定めるものとします。

1 本ロゴマークおよびコンセプト



日本遺産「琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産」は、琵琶湖（水）と人々との関わりの中で育まれてきた「水の文化」の物語です。

この物語の柱となる「水と暮らしの文化」、「水と祈りの文化」を濃淡2色で表し、この2つの文化は、歴史を経て脈々を受け継がれていく中で、紡ぐ糸のように撚り合わさったものとして、その母体となる琵琶湖を表現しました。

さらに、祈りの対象であり、琵琶湖の水源でもある周囲の山なみをも表すことで、周囲の自然や暮らし文化が琵琶湖の存在に不可欠なものであることを、このロゴマークで表現しました。

制作：塩谷 啓悟（グラフィックデザイナー）

監修：服部 滋樹（g r a f代表 クリエイティブディレクター）

2 本ロゴマークの使用許可等について

本ロゴマークを使用は、日本遺産「滋賀・びわ湖」の普及啓発、広報、理解促進等を目的とした場合に限り、以下のとおり、本ロゴマークを無償で使用することができます。

ただし、日本遺産（Japan Heritage）ロゴマークを併用して使用する場合は、以下にかかわらず、文化庁が定める「日本遺産（Japan Heritage）」ロゴマーク使用の手引き等に基づく、手続きが必要となります。

- ①日本遺産「水の文化」ツーリズム推進協議会（以下、「本協議会」という。）の構成団体
- ②「日本遺産 滋賀・びわ湖」を構成する文化財（以下、「構成文化財」という。）が所在する市町（地域）に設置される地域協議会（日本遺産を活用した観光まちづくりを推進する組織のことをいい、以下、「地域協議会」という。）
- ③構成文化財を所有、所管または管理するもの
- ④新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関
- ⑤その他、日本遺産「滋賀・びわ湖」の普及啓発、広報、理解促進等を目的とした利用であって、当推進協議会または地域協議会が必要と認めたもの

3 本ロゴマークの使用基準について

本ロゴマークは、「4 本ロゴマークの使用方法について」に従い、使用することができます。ただし、次のような使用をすることはできません。また、使用にあたっては、法令等を遵守し、消費者等に誤認や誤解を与えないよう、十分に注意して使用してください。使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、本協議会および地域協議会は、一切の責任を負いかねます。

- ①主として、特定の政治、思想、宗教、募金等の活動と結び付けて使用する場合
- ②法令や公序良俗に反するような方法で使用する場合
- ③不当利益をあげることを目的とするような使用となる場合
- ④特定の個人または団体の売名に利用されるような使用となる場合
- ⑤商品・サービス等提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして使用する場合
- ⑥本ロゴマークおよび日本遺産事業等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- ⑦本ロゴマークを改変して使用した場合
- ⑧本推進協議会が不適切と判断する場合

4 本ロゴマークの使用方法について

本ロゴマークの使用にあたっては、原則として、「日本遺産 (Japan Heritage) ロゴマーク」と併用して使用してください。その他、ロゴマークの色やサイズ等の使用ルールは以下のとおりです。

(1) ロゴマークの色

① ベーシックカラーで使用する場合

ベーシックカラー



DIC | F307
C 50, M 0, Y 100, K 0
R 157, G 193, B 56



DIC | F255
C 100, M 50, Y 100, K 0
R 34, G 105, B 66



DIC | 582
C 0, M 0, Y 0, K 100
R 0, G 0, B 0



② モノクロームで使用する場合

モノクロームで使用する場合



K 40



K 80

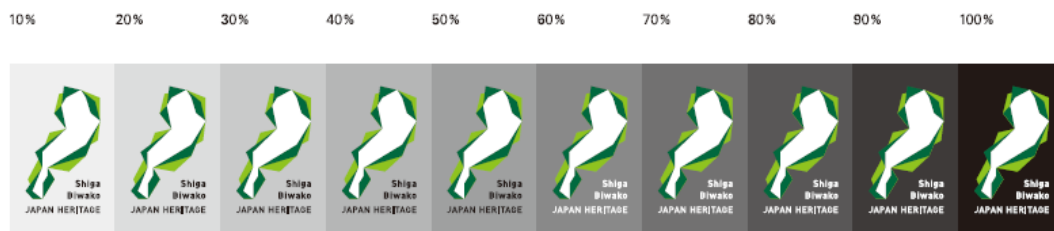


K 100



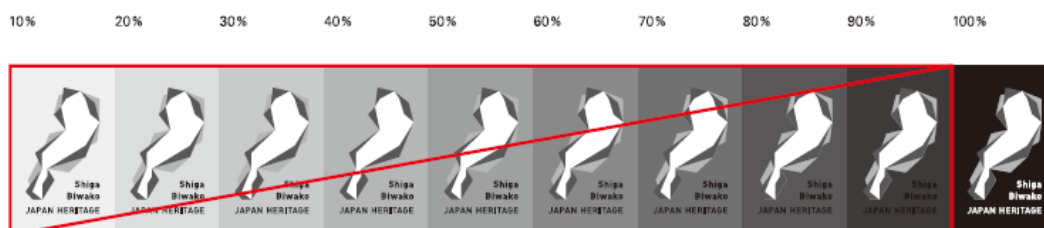
(2) 背景色との関係

①ベーシックカラーの場合



※60%以上の濃度背景の場合、文字部分は白抜きで使用

②モノクロームの場合



※白ベタでの使用、もしくはベタ色（濃度 100%）以外での使用は不可

③その他



※ロゴマーク色と、同系色の背景での使用は避けてください。

(3) 保護エリア

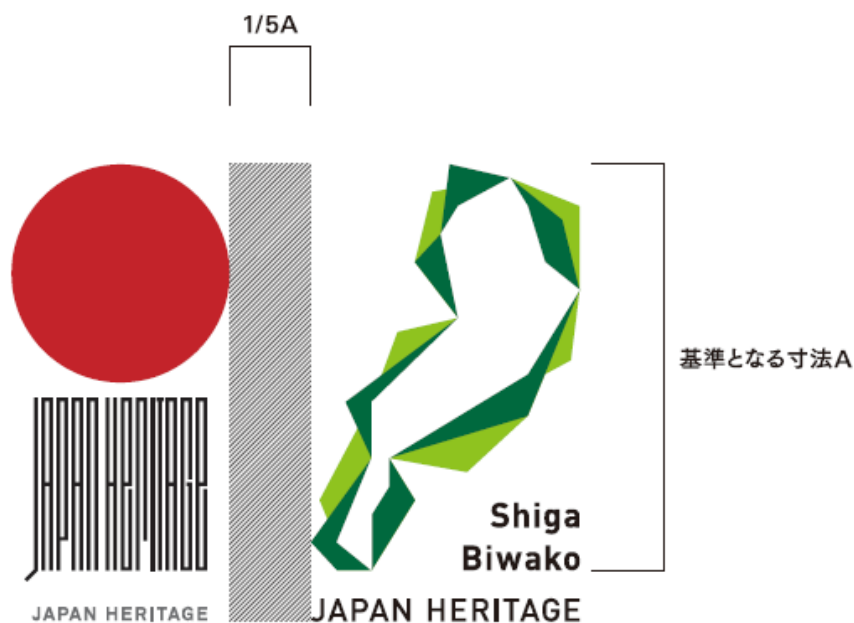
斜線エリア内での、他のオブジェクトやテキストの配置は、原則避けることとしてください。

基準となる寸法 A



(4) 「日本遺産 (Japan Heritage) ロゴマーク」と併用して使用する場合

ロゴマークの高さ (H) を揃えて、同一の高さの位置で横並びに配置してください。



(5) 使用禁止例

ロゴマークを改変して使用することは禁止しますので、使用にあたってはご注意ください。

《使用禁令例》

